

現在、学校には、急速に変化する社会の中で、自立して生きていく力を育成するための指導の充実が求められております。そのためには、教員が健康で生き生きとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会が平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る調査」の結果では、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題とされました。

北海道の教員の勤務実態（H28道教委調査）

教員の長時間勤務の改善が喫緊の課題

◆ 1日当たりの勤務時間（勤務日・校内）

区分	勤務時間
副校長・教頭	11時間52分
主幹教諭・教諭	10時間06分

◆ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者

区分	割合
副校長・教頭	64.9%
主幹教諭・教諭	28.5%

- ◆ 正規の勤務時間…1日7時間45分、1週間38時間45分
- ◆ 1週間60時間超勤務 ⇒ いわゆる過労死ライン相当（時間外勤務が月80時間超）
（1週間勤務時間60時間超 ⇨ 時間外勤務が週20時間超 ⇒ 月80時間超）
- ◆ 法律の定めにより、教員には時間外勤務手当は支給されない

ついでに、この度、北海道教育委員会において策定された「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、「喜茂別町立学校における働き方改革行動計画」を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

北海道アクション・プランの策定

- ◆ 道内全ての学校で働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示すもの
- ◆ 平成30年度～32年度を期間として、達成すべき目標を設定

目標

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする

喜茂別町

町立学校における働き方改革行動計画

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境の整備に努めてまいります。

喜茂別町立学校における働き方改革行動計画

1. 行動計画の性格

- 本計画は、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。
- 本計画については、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会の役割

- 教育委員会は、喜茂別町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援を行う。
- 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組みについて適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めるものとする。

4. 学校の役割

学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとする。

5. 行動計画の期間

平成30年度から平成32年度の3年間とする。

6. 行動計画が目指す目標

本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を図る。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全町立学校でゼロにする。
- (2) 教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針に基づく部活動休養日をすべての部活動で実施する。
- (3) 変形労働時間制を全町立学校で活用する。
- (4) 定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施する。
- (5) 学校閉庁日を全町立学校で年11日実施する。

7. 推進体制

教育長を座長として教育次長、学校教育係長、生涯学習係長で構成する「働き方改革推進チーム」を設置する。

8. 取り組みの検証

教育委員会及び学校は、道教委が提供する検証結果により、学校現場における取り組みの進捗状況を把握し、改善に活用する。

9. 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

(1) 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、パートナーティチャー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を進めるとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を見ながら外部講師の掘り起しや育成に努める。

■ 校務支援システムの利活用の促進

学校長は、校務支援システムの利用促進に取り組み、校務に要する時間及び会議時間等の縮減に努める。

(教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針)

■ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを共有し、学校を核として、家庭と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」に向けて、コミュニティスクールの導入について検討を進める。

(平成 30 年度教育行政執行方針)

(2) 部活動に係る負担の軽減

■ 部活動の休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るため、「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」に則り、部活動の休養日等を次のとおり実施する。

(1) 休養日

学 期 中 平日で1日、土曜日又は日曜日で1日の週2日

長期休業中 日曜及び学校閉庁日

※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、他の日に振り替える。

(2) 活動時間

学 期 中 4月から喜中祭当日までは18時まで

喜中祭翌日から3月までは17時まで

休 業 日（土曜日、日曜日、祝日を含む）は半日

(3) 特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置とする。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

■ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。

(教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針)

■ 人事評価制度等を活用した意識改革の推進

(1) 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。

(2) 人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識

の共有を図る。

■ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」に則り長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり実施する。

- (1) 夏期休業期間 8月12日から8月14日まで
- (2) 冬期休業期間 12月29日から1月5日まで

なお、服務上の取扱い等については次のとおりとする。

- ア 末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。
- イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意すること。
- ウ 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

■ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関するガイドライン」に示されていることから、服務監督権者である教育委員会は、具体的な方法を検討し、勤務時間等を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築する。

■ 保護者や地域住民への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付ける。

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

■ 調査業務等の見直し

教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。

■ 年間計画等の簡素化及び作成に関する支援

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により作成が求められる、休養日・学校閉庁日等を盛り込んだ年度及び

月間計画が、各学校において効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うとともに、表計算ソフト等を活用して、休養日や学校閉庁日、長期休業期間への反映が自動的に行われるファイルを作成し学校へ配布するなどの支援を行う。

■ 勤務時間に関する制度の有効活用

4 週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における 3 時間 45 分の割振りの変更なども職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

■ メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1 年に 1 回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図る。
(教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針)

■ 学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして、学校行事の精選や見直しの取組を推進するよう促す。